

## 児童手当現況届について

児童手当は、毎年1回世帯状況の確認を行うため、現況届の提出が定められています。6月分以降の児童手当を受け取るためには、中学校修了前の子どもを養育している全ての方が提出をする必要があります。

5月末時点で、町の児童手当を受けている方には、現況届の手続き案内を郵送していますので、現況届の提出をお願いします。提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

**【提出期限】：6月30日(水)**

問い合わせ先・提出先 **こども課児童手当担当(役場内) ☎66-2406**

## 労働保険のお知らせ

令和3年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、**6月1日(火)～7月12日(月)**です。

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますのでご活用ください。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター(0800-555-6780)(開設期間は令和3年5月31日(月)から7月16日(金)まで。通話料無料。)までご相談ください。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生省ホームページでもご覧いただけます。



**労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください!**

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

- 労働保険の電子申請は「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。
- 労働保険関係手続(一部手続を除く)は、GビズIDを利用して手続することができます。
- 労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。



厚生労働相・都道府県労働局・労働基準監督署

## 6月は「外国人労働者問題啓発月間」

外国人(特別永住者等を除く)の雇入れ及び離職の際、氏名、在留資格等をハローワークへ届け出てください。外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ることについて、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先：岐阜労働局職業対策課 ☎058-245-1314

ハローワーク美濃加茂 美濃加茂市深田町1丁目2-206-9 ☎25-2178

## 令和3年度さかほぎ夏祭りの中止のお知らせ

令和3年度さかほぎ夏祭りは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とします。ご理解の程よろしくお願いたします。

さかほぎ夏祭り実行委員長 柴山 佳也

問い合わせ先：企画課 ☎66-2411

